

第18回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 次第

日時 平成23年11月25日(金)午前9時から11時
場所 鳥取県庁議会棟 特別会議室

1 開 会

2 審議事項

- (1) 業務実績評価(年度評価)方針及び方法の見直しについて・・・〔資料1〕
- (2) 業務実績評価(中期目標期間評価)方針及び方法の見直しについて・・・〔資料2〕

3 その他

今後のスケジュールについて・・・〔資料3〕

参考資料

- ・第1期及び第2期評価項目、評価の視点对比表・・・〔資料4〕
- ・評価項目の他県事例・・・〔資料5〕

〔出席者名簿〕

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長顧問	委員長
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	
委員	房安寿美枝	いなば和紙協業組合	総務部長	

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
山本 誠	企画管理部長	
山田 強	企画管理部企画室長	
蔵内 康雄	企画管理部総務室長補佐	
梅林 志浩	企画管理部企画室企画員	

【事務局(鳥取県)】

氏名	役職名	備考
岡村 整諮	商工労働部産業振興総室長	
山下 喜夫	商工労働部産業振興総室産学金官連携室長	
富山 哲明	商工労働部産業振興総室産学金官連携室副主幹	

改正前

改正後

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価(年度評価)方針及び方法

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価(年度評価)方針及び方法

平成21年5月20日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

平成20年3月24日制定

平成21年5月20日改正

平成23年 月 日改正

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA(plan-do-check-act)サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「法人」という。)の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA(plan-do-check-act)サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

評価の視点

年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の視点

年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例(平成12年条例第2号)に基づき公開するものとする。

評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例(平成12年条例第2号)に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと(別紙1「項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位)に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。(5段階の判断基準は別紙2によるものとする)

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと(別紙1「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位)に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。(5段階の判断基準は別紙2によるものとする)

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。(別紙1「項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照)

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、法人の業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。(別紙1「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照)

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

改正前

(2) 評価委員評価

項目別評価

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。
検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙3「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト」に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、**総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の3つの観点で記述するものとする。**

利用者の意見の反映については、**地方独立行政法人鳥取県産業技術センター**の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を10段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第2条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

改正後

(2) 評価委員評価

項目別評価

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。
検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、**別紙3**「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト」に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、**全体（年度）評価別紙4のとおり、総合評価及び個別評価によるものとする。**

利用者の意見の反映については、**法人**の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を10段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第2条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に2を乗じたものに「特筆すべき事項」が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

改正前

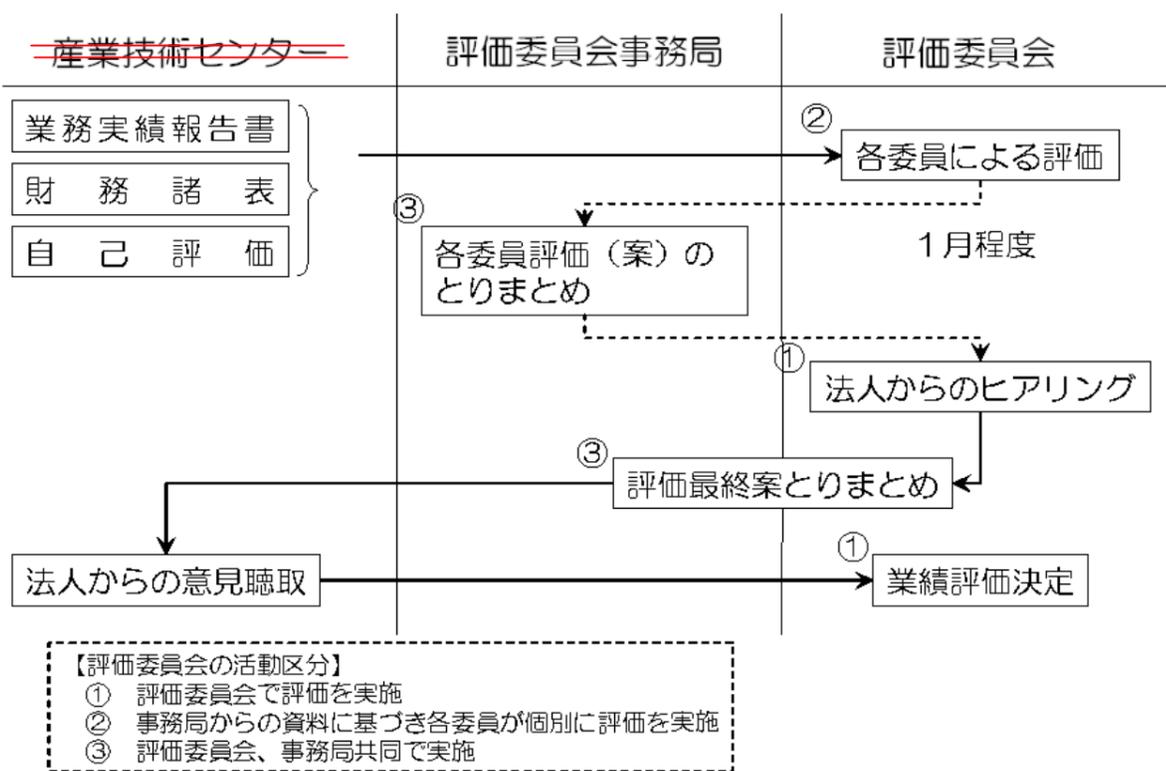
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月～8月	業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成 （法人による事実確認） 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表への意見表明、財務諸表承認 議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、法人の自己評価作成（法人）、各委員の評価案作成（各委員）、各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、評価原案作成、委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



改正後

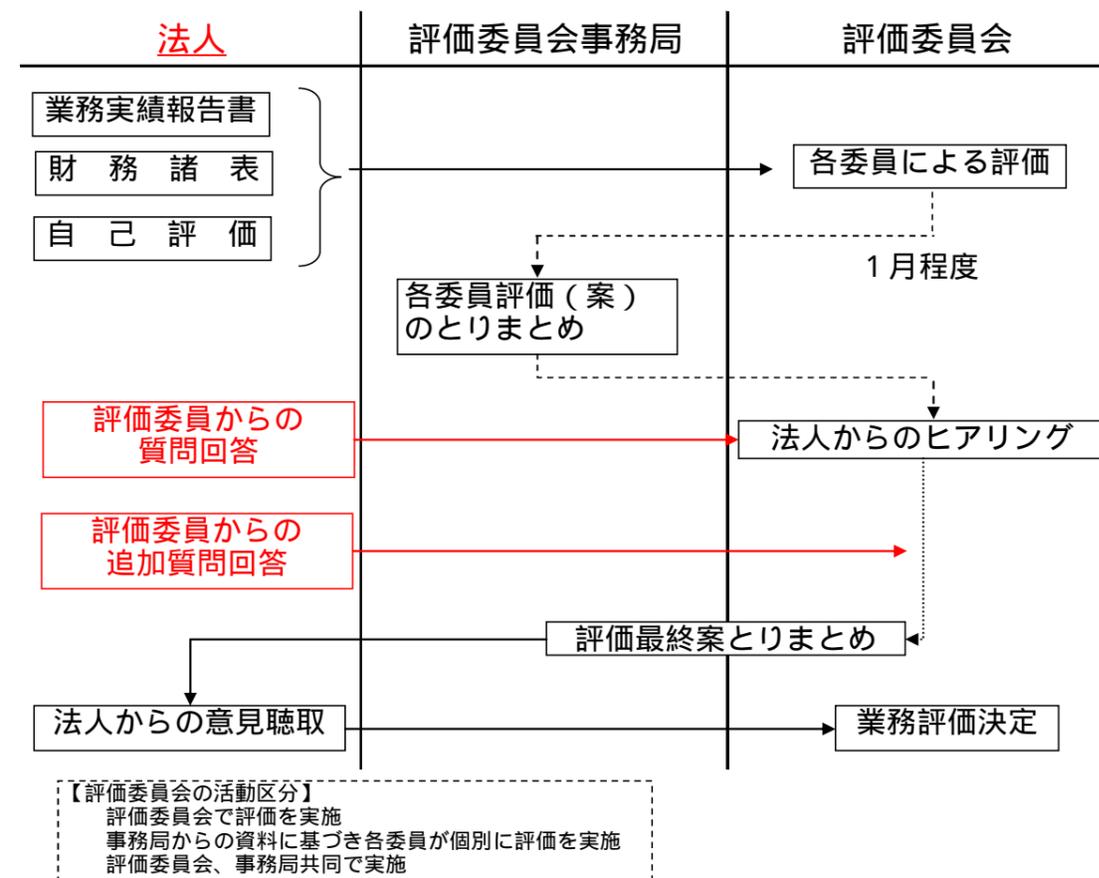
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月～8月	業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成 法人からの意見聴取（事実確認） 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表への意見表明、財務諸表承認 議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、法人の自己評価作成（法人）、各委員の評価案作成（各委員）、各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、評価原案作成、委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



改正前

(別紙1)

項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化			
		(1)	技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)		
			技術相談・現地指導	1	
			依頼試験	2	
			機器利用	3	
		(2)	研究開発		
			研究テーマの設定と実施	4	
			シーズ・実用化研究		
			研究評価		
		(3)	起業化を目指す事業者等への支援	5	
			研究開発に係る場の提供と技術支援	6	
			技術講習会等を通じた支援		
			各種広報媒体等を利用した技術情報の提供		7
			補助金・融資等に係る情報の提供		8
2 実践的産業人材の戦略的育成					
		(1)	基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施		
			製造中核技術者の育成	9	
			組込ソフトウェア開発技術者の育成	10	
			金属加工技術技術者の育成	11	
			商品企画が可能な人材の育成	12	
			実践的産業人材の育成	13	
		(2)	産業人材育成戦略の策定	14	
3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発					
		(1)	電子部品・デバイス、情報通信機器分野	15	
		(2)	食品関連分野	16	
4 知的財産権の戦略的な取得と活用					
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化					
17					
18					
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1	理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成			
		(1)	組織運営の改善	19	
		(2)	広報活動の充実	20	
		(3)	職員の資質向上と人材育成	21	
	2	新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化		22	
	3	独自の業績評価システムの確立		23	
財務内容の改善に関する事項					
	1	外部資金その他自己収入の確保		24	
	2	経費の抑制		25	
	3	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		26	
その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1)	法令遵守	27	
		(2)	情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	28	
		(3)	労働安全衛生管理の徹底	29	
		(4)	職員への社会貢献意識の徹底	30	
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
		(1)	省エネルギー及びリサイクルの促進	31	
		(2)	環境マネジメントの着実な実施	32	
	3	情報の共有化の徹底		33	
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画		34	
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		35	
	3	人事に関する計画			
		(1)	基本的な方針	36	
		(2)	人事に関する指標等	37	

改正後

(別紙1)

年度計画の項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位			特記事項記載単位
				案1	案2	案3	
中期目標の期間【H23年4月1日～H27年3月31日(4年間)】							
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
	1	技術支援等の機能の強化					
		(1)	技術支援(技術相談・現地支援)	1	1	1	
		(2)	試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	2	2	2	
		(3)	研究開発				
			研究テーマの設定と実施	3	3	3	
			研究評価	4	4	4	
			知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5	5	5	
		(4)	新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援				
			研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6	6	6	
			関係機関との連携と支援機能の強化	7	7	7	
		(5)	積極的な広報活動	8	8	8	
	2	ものづくり人材の育成					
		(1)	高度な技術を持つ産業人材の育成				
			組込システム開発人材育成事業	9	9	9	
			次世代ものづくり人材育成事業	10	10	10	
			デザイン強化人材養成事業(H23)	11	11	11	
		(2)	現場即応型の開発人材の育成	12	12	12	
		(3)	次世代を担う技術者の育成	13	13	13	
	3	産学金官連携の推進		14	14	14	
業務運営の改善及び効率化に関する事項							
	1	迅速かつ柔軟な業務運営		15	15	15	
	2	職員の能力開発					
		(1)	計画的な職員の能力開発	16	16	16	
		(2)	独自システムによる業務評価の実施	17	17	17	
	3	自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制					
		(1)	外部資金その他自己収入の確保	18	18	18	
		(2)	業務運営の効率化・経費抑制	19	19	19	
財務内容の改善に関する事項							
	1	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画					
		(1)	予算(人件費の見積もりを含む)	20	20	20	評価しない(特記事項を記載し、全体評価に反映)
		(2)	収支計画				
		(3)	資金計画				
	2	短期借入金の限度額		-			
	3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画		-			
	4	剰余金の使途		-			
その他業務運営に関する重要事項							
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底					
		(1)	法令遵守及び社会貢献	21	21	21	評価しない(特記事項を記載し、全体評価に反映)
		(2)	情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	22			
		(3)	労働安全衛生管理の徹底	23			
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進		24			
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項							
	1	施設及び設備に関する計画		25	22		
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		26	20で評価済み		
	3	人事に関する計画		27	23		

改正前

(別紙2)

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考(判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> 計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。 項目別評価における特記事項の記載内容により判断
4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 業績の評価については、~~特記事項により判断するものとし、業務の進捗の評価に加味することにより、~~5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

改正後

(別紙2)

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考(判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> 計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。
4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 業績の評価については、特記事項を業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

改正前

改正後

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト (別紙3)

【作成中】

(別紙3)

Table with columns: 中期目標, 中期計画, 年度計画(項目別評価単位), 評価項目, 案, 大項目, 中項目, 小項目, 細目, 最終ウェイト, 担当者数(人), 特記事項. It contains detailed performance metrics and descriptions for various business activities.

Table with columns: 特記事項. It contains specific notes and remarks related to the performance evaluation, such as '技術相談・現地指導、研究開発等による事業化・製品化等の業績'.

改正前

全体評価

総合評価

5段階評価

10段階換算

~~総一評~~

~~(「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価)~~

~~(「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価)~~

~~(「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価)~~

~~(中小企業への技術支援に対する評価)~~

~~(法人の業務運営及び財務状況に対する評価)~~

~~(中期目標・中期計画の達成に向けた課題等)~~

改正後

(別紙4)

全体(年度)評価

総合評価

5段階評価

10段階換算【5段階評価×2±1(特筆すべき事項)】

総合評価コメント

10段階換算の「特筆すべき事項」

個別評価

「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価

当該年度の課題等

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト

Table with columns: 中期目標, 中期計画, 年度計画 [項目別評価単位], 評価項目, 案, 大項目, 中項目, 小項目, 細目, 最終ウェイト, 担当者数(人), 特記事項. The table contains detailed performance metrics and descriptions for various business activities.

理事長・理事、職員49人 行政職9人、研究職40(所長3、企画4、研究33人)

1,000

1,000

51,000

改正前

改正後

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの中期目標期間の
業務実績評価(中期目標期間評価)方針及び方法

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの中期目標期間の
業務実績評価(中期目標期間評価)方針及び方法

平成23年8月3日
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

平成23年8月3日制定
平成23年 月 日改正
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA(plan-do-check-act)サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

評価の視点

中期計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の取り扱い

・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例(平成12年条例第2号)に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

中期目標期間評価は、法人が提出する事業報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。事業報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、事業報告書等を作成するにあたり、中期計画に記載されている項目ごと(別紙1に示す3-7項目)に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。(5段階の判断基準は別紙2によるものとする)

- 5 中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 中期計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね中期計画どおりに業務が進捗している
- 2 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。(別紙1に示す特記事項記載単位を参照)

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を中期計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

1. 評価の基本方針

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「法人」という。)の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA(plan-do-check-act)サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

評価の視点

中期計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の取り扱い

・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例(平成12年条例第2号)に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

中期目標期間評価は、法人が提出する事業報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。事業報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、事業報告書等を作成するにあたり、中期計画に記載されている項目ごと(別紙1「中期計画の項目別評価における評価単位」)に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。(5段階の判断基準は別紙2によるものとする)

- 5 中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 中期計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね中期計画どおりに業務が進捗している
- 2 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、法人の業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。(別紙1に示す特記事項記載単位を参照)

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を中期計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

改正前

(2) 評価委員評価

項目別評価(別紙3のとおり)

~~項目別・年度別の平均値(小数点以下第3位を四捨五入)を算出する。~~

あわせて、【今後の課題】、【改善すべき事項】について、大項目ごとに記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

全体評価(別紙4のとおり)

~~各年度の全体評価の平均値を算出し、~~下表に当てはめて算出する。

各年度全体評価の平均値	全体評価
4.51以上～5.00まで	5(中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている)
3.51以上～4.50まで	4(中期計画を上回る業務が進捗している)
2.51以上～3.50まで	3(概ね中期計画どおりに業務が進捗している)
1.51以上～2.50まで	2(中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている)
1.00以上～1.50まで	1(中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている)

また、総評として、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、(1) ~~法人~~中期目標・中期計画の全体的な達成状況を記述し、また、次期中期目標・中期計画をふまえた(2)今後の課題、(3)今後 ~~法人~~取り組む方向性・改善事項について記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

利用者の意見の反映については、~~地方独立行政法人鳥取県産業技術センター~~の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

改正後

(2) 評価委員評価

項目別評価(別紙3のとおり)

それぞれの項目ごとの年度評点の平均値(小数点以下第3位を四捨五入)を中期目標期間における評価数値とする。

あわせて、【今後の課題】、【改善すべき事項】について、大項目ごとに記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

全体評価(別紙4のとおり)

「総合評価(数値)」については、各年度の全体評価数値の平均値を算出し、下表に当てはめて算出する。(別紙5のとおり)

各年度全体評価の平均値	全体評価
4.51以上～5.00まで	5(中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている)
3.51以上～4.50まで	4(中期計画を上回る業務が進捗している)
2.51以上～3.50まで	3(概ね中期計画どおりに業務が進捗している)
1.51以上～2.50まで	2(中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている)
1.00以上～1.50まで	1(中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている)

また、「総評」として、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、(1) 中期目標・中期計画の全体的な達成状況を記述し、また、次期中期目標・中期計画をふまえた(2)今後の課題、(3)今後、法人取り組む方向性・改善事項について記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

改正前

3 評価の進め方

全体計画（スケジュール）

事項	時期	
期間終了	3月末	中期目標期間事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	事業報告書
事業報告	6月末	事業報告書
評価	7月～8月	中期目標期間全体の事業 の検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成 （法人による事実確認） 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、次の順番で実施する。
- （1）法人の自己評価作成（法人）
- （2）各委員の評価案作成（各委員）
- （3）各委員の評価案のとりまとめ（事務局）
- （4）評価原案作成（委員長、事務局）
- （5）委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認
- （6）最終評価案の作成
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人に事実誤認を確認し、評価を決定することとする。

改正後

3 評価の進め方〔全体計画（スケジュール）〕

事項	時期	
期間終了	3月末	中期目標期間事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	事業報告書 <u>（法人作成）</u>
事業報告	6月末	事業報告書 <u>（法人から県へ提出）</u>
評価	7月 ～8月	<u>事業報告書</u> の検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成 <u>法人への意見聴取（事実確認）</u> 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、次の順番で実施する。
- （1）法人の自己評価作成（法人）
- （2）各委員の評価案作成（各委員）
- （3）各委員の評価案のとりまとめ（事務局）
- （4）評価原案作成（委員長、事務局）
- （5）委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認
- （6）最終評価案の作成
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人に事実誤認を確認し、評価を決定することとする。

改正前

(別紙1)

項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化			
		(1) 技術支援(技術相談・現地指導・依頼試験・機器利用)			
			技術相談・現地指導	1	
			依頼試験	2	
			機器利用	3	
		(2) 研究開発			
			研究テーマの設定と実施	4	
			シーズ・実用化研究		
			研究評価		
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援		5	
			研究開発に係る場の提供と技術支援	6	
			技術講習会等を通じた支援		
			各種広報媒体等を利用した技術情報の提供		
			補助金・融資等に係る情報の提供		8
	2	実践的産業人材の戦略的育成			
		(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施			
			製造中核技術者の育成	9	
			組込ソフトウェア開発技術者の育成	10	
			金属加工技術技術者の育成	11	
			商品企画が可能な人材の育成	12	
			実践的産業人材の育成	13	
		(2) 産業人材育成戦略の策定		14	
	3	県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発			
		(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野		15	
		(2) 食品関連分野		16	
	4	知的財産権の戦略的な取得と活用		17	
	5	県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化		18	
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置					
	1	理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成			
		(1) 組織運営の改善		19	
		(2) 広報活動の充実		20	
		(3) 職員の資質向上と人材育成		21	
	2	新事業創出に向けた「産学官連携」の強化		22	
	3	独自の業績評価システムの確立		23	
財務内容の改善に関する事項					
	1	外部資金その他自己収入の確保		24	
	2	経費の抑制		25	
	3	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		26	
その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1) 法令遵守		27	
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		28	
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		29	
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底		30	
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
		(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進		31	
		(2) 環境マネジメントの着実な実施		32	
	3	情報の共有化の徹底		33	
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画		34	
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		35	
	3	人事に関する計画			
		(1) 基本的な方針		36	
		(2) 人事に関する指標等		37	

改正後

(別紙1)

中期計画の項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位			特記事項記載単位
				案1	案2	案3	
中期目標の期間【H23年4月1日～H27年3月31日(4年間)】							
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
	1	技術支援等の機能の強化					
		(1) 技術支援(技術相談・現地支援)		1	1	1	
		(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)		2	2	2	
		(3) 研究開発					
			研究テーマの設定と実施	3	3	3	
			研究評価	4	4	4	
			知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5	5	5	
		(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援					
			研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6	6	6	
			関係機関との連携と支援機能の強化	7	7	7	
		(5) 積極的な広報活動		8	8	8	
	2	ものづくり人材の育成		9	9	9	
	3	産学官連携の推進		10	10	10	
業務運営の改善及び効率化に関する事項							
	1	迅速かつ柔軟な業務運営		11	11	11	
	2	職員の能力開発					
		(1) 計画的な職員の能力開発		12	12	12	
		(2) 独自システムによる業務評価の実施		13	13	13	
	3	自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制					
		(1) 外部資金その他自己収入の確保		14	14	14	
		(2) 業務運営の効率化・経費抑制		15	15	15	
財務内容の改善に関する事項							
	1	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画					
		(1) 予算(人件費の見積もりを含む)		16	16		評価しない(特記事項を記載し、全体評価に反映)
		(2) 収支計画					
		(3) 資金計画					
	2	短期借入金の限度額		-			
	3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画		-			
	4	剰余金の使途		-			
その他業務運営に関する重要事項							
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底					
		(1) 法令遵守及び社会貢献		17	17		
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		18			
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		19			
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進		20			
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項							
	1	施設及び設備に関する計画		21	18		
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		22	16で評価済み		
	3	人事に関する計画		23	19		

改正前

(別紙2)

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考(判断基準)
5. 中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。 項目別評価における特記事項の記載内容により判断
4. 中期計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね中期計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 業績の評価については、~~特記事項により判断するものとし、業務の進捗の評価に加味することにより、~~5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

改正後

(別紙2)

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考(判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> 計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。
4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 業績の評価については、特記事項を業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

改正前

項目別評価(第 期中期目標期間評価) (別紙 3)

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均					各年度の平均値	
				平成 年度	年 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度		
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化	(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)	技術相談・現地指導							
			依頼試験							
			機器利用							
		(2) 研究開発	研究テーマの設定と実施							
			シーズ・実用化研究							
			研究評価							
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援	研究開発に係る場の提供と技術支援							
			技術講習会等を通じた支援							
			各種広報媒体等を利用した技術情報の提供							
			補助金・融資等に係る情報の提供							
		2 実践的産業人材の戦略的育成	(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施	製造中核技術者の育成						
				組込ソフトウェア開発技術者の育成						
				金属加工技術技術者の育成						
				商品企画が可能な人材の育成						
			実践的産業人材の育成							
	(2) 産業人材育成戦略の策定									
	3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発	(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野								
		(2) 食品関連分野								
	4 知的財産権の戦略的な取得と活用									
	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化									

【今後の課題】

【改善すべき事項】

改正後

項目別評価(第 期中期目標期間評価) (別紙 3)

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間(4年間)の平均値
				平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 技術支援等の機能の強化	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)						
			(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)					
		(3) 研究開発	研究テーマの設定と実施					
			研究評価					
			知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携					
		(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供					
			関係機関との連携と支援機能の強化					
		(5) 積極的な広報活動						
		2 ものづくり人材の育成						
		3 産学金官連携の推進						
	【今後の課題】							
	【改善すべき事項】							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

改正前

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				各年度の平均値
				平成 年度	年 平成 年度	平成 年度	平成 年度	
業務運営の改善 及び効率化に関する 目標を達成するため とるべき措置	1 理事長のリー ダーシップに基づく 迅速かつ柔軟な業 務運営の達成	(1) 組織運営の改善						
		(2) 広報活動の充実						
		(3) 職員の資質向上と人材育成						
	2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化							
3 独自の業績評価システムの確立								

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				各年度の平均値
				平成 年度	年 平成 年度	平成 年度	平成 年度	
財務内容の改善 に関する事項	1 外部資金その他自己収入の確保							
	2 経費の抑制							
	3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

改正後

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
業務運営の改善 及び効率化に関する 事項	1 迅速かつ柔軟な業務運営							
	2 職員の能力開 発	(1) 計画的な職員の能力開発						
		(2) 独自システムによる業務評価の実施						
	3 自己収入の確 保と業務運営の効 率化・経費抑制	(1) 外部資金その他自己収入の確保						
		(2) 業務運営の効率化・経費抑制						

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
財務内容の改善 に関する事項	1 予算(人件費の 見積もりを含 む。)、収支計画及 び資金計画	(1) 予算(人件費の見積もりを含む)						
		(2) 収支計画						
		(3) 資金計画						
	2 短期借入金の限度額							
	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画							
	4 剰余金の使途							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

改正前

改正後

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				各年度の平均値
				平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
その他業務運営に関する重要事項	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	(1) 法令遵守						
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底						
		(3) 労働安全衛生管理の徹底						
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底						
	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進						
		(2) 環境マネジメントの着実な実施						
	3 情報の共有化の徹底							

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間(4年間)の平均値
				平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
その他業務運営に関する重要事項	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	(1) 法令遵守及び社会貢献						
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底						
		(3) 労働安全衛生管理の徹底						
	2 環境負荷の低減と環境保全の促進							

【今後の課題】

【今後の課題】

【改善すべき事項】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				各年度の平均値
				平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画							
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
	3 人事に関する計画	(1) 基本的な方針						
		(2) 人事に関する指標等						

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間(4年間)の平均値
				平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画							
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		-	-	-	-		
	3 人事に関する計画							

【今後の課題】

【今後の課題】

【改善すべき事項】

【改善すべき事項】

改正前

改正後

(別紙4)

全体評価 (第 期中期目標期間評価)

(別紙4)

全体評価 (第 期中期目標期間評価)

総合評価

総合評価

5段階評価

5段階評価

第 1 期中期目標期間の全体評価は、 と認められ、 5 段階評価では とする。

第 1 期中期目標期間の全体評価は、 と認められ、 5 段階評価では とする。

総 評

総 評

(1) ~~第 1 期~~ 中期目標・中期計画の全体的な達成状況

(1) 中期目標・中期計画の全体的な達成状況

・・・
・・・
・・・

・・・
・・・
・・・

(2) 今後の課題

(2) 今後の課題

・・・
・・・
・・・

・・・
・・・
・・・

(3) 今後、~~センター~~が取り組む方向性・改善事項

(3) 今後、~~法人~~が取り組む方向性・改善事項

・・・
・・・
・・・

・・・
・・・
・・・

改正前

第 期中期目標期間の総合評価

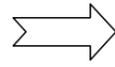
総合評価	
------	--

算出方法
各年度の全体評価の平均値を下表に当てはめて算出

各年度全体評価の平均値	全体評価
4.51 以上 ~ 5.00 まで	5 (中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている)
3.51 以上 ~ 4.50 まで	4 (中期計画を上回る業務が進捗している)
2.51 以上 ~ 3.50 まで	3 (概ね中期計画どおりに業務が進捗している)
1.51 以上 ~ 2.50 まで	2 (中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている)
1.00 以上 ~ 1.50 まで	1 (中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている)

各年度の全体評価

年度	年度	年度	年度	年度
評価数値				



平均値 (= 総合評価)

参考・・・項目別評価の平均値

	各委員の評点の平均値				平均値
	年度	年度	年度	年度	
加重平均値					
単純平均値					

改正後

(別紙5)

第 期中期目標期間の総合評価

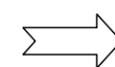
総合評価	
------	--

算出方法
各年度の全体評価の平均値を下表に当てはめて算出

各年度全体評価の平均値	全体評価
4.51 以上 ~ 5.00 まで	5 (中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている)
3.51 以上 ~ 4.50 まで	4 (中期計画を上回る業務が進捗している)
2.51 以上 ~ 3.50 まで	3 (概ね中期計画どおりに業務が進捗している)
1.51 以上 ~ 2.50 まで	2 (中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている)
1.00 以上 ~ 1.50 まで	1 (中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている)

各年度の全体評価

年度	年度	年度	年度	年度
評価数値				



平均値 (= 総合評価)

参考・・・項目別評価の平均値

	各委員の評点の平均値				平均値
	年度	年度	年度	年度	
加重平均値					
単純平均値					

平成24年度末までの評価委員会業務及びスケジュール

		年度評価	第2期評価	その他
評価委員会 開催日程		H23事業年度に係る 業績評価	第2期中期目標期間の 評価方法の検討	全体共通事項 等
		・改正後評価方針及び方法で、評価を実施	・改正後評価方針及び方法で、第2期以降 の業績評価を実施	・評価以外の事項
11月		第18回開催 (11/24-25)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員による企業訪問(11/24) ・評価委員会(11/25) 議題 評価方法の見直し 評価方針及び方法(評価項目、ウエイト配分等)の検討 評価手順の検討 など 	
12月			以降、継続審議の必要があれば、評価委員 会を開催	
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月			(センター業務実績報告書提出)	
7月	上旬		<ul style="list-style-type: none"> 書面評価 ・関係資料を評価委員へ郵送(事務局) ・書面評価の実施(評価委員) ・センターへの質問作成(評価委員) 	
	中旬			
	下旬	第19回開催		<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員による企業訪問 ・センターヒアリング
8月	上旬		<ul style="list-style-type: none"> 最終評価案作成 ・センターへ追加質問・回答(評価委員、事務局、センター) ・項目別評価及び全体評価のコメントの作成(評価委員) ・評価案(最終版)の作成(委員長、事務局) 	
	中旬			
	下旬	第20回開催		<ul style="list-style-type: none"> 議題 ・評価決定(H23年度分)
9月			議会報告	
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

第1期 評価項目

項目

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
	1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化			
		(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)		
		技術相談・現地指導		1
		依頼試験		2
		機器利用		3
	(2) 研究開発			
		研究テーマの設定と実施		4
		シーズ・実用化研究		
		研究評価		
	(3) 起業化を目指す事業者等への支援			
		研究開発に係る場の提供と技術支援		5
		技術講習会等を通じた支援		6
		各種広報媒体等を利用した技術情報の提供		7
		補助金・融資等に係る情報の提供		8
	2 実践的産業人材の戦略的育成			
		(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施		
		製造中核技術者の育成		9
		組込ソフトウェア開発技術者の育成		10
		金属加工技術技術者の育成		11
		商品企画が可能な人材の育成		12
		実践的産業人材の育成		13
	(2) 産業人材育成戦略の策定			14

第2期 評価項目及び評価の視点

資料4

項目				評価項目単位			評価の視点
大項目	中項目	小項目	細目	案1	案2	案3	評価の視点
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
	1 技術支援等の機能の強化						
		(1) 技術支援(技術相談・現地支援)		1	1	1	・訪問調査の数値目標の達成状況(1) ・企業ニーズ等の把握状況(2) ・技術相談等の対応状況(3)
		(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)		2	2	2	・試験機器の整備、管理等の状況(4) ・試験、機器使用に基づく企業支援の状況(5) ・利便性向上への取り組み状況(6)
		(3) 研究開発					
			研究テーマの設定と実施	3	3	3	・研究テーマの設定と実施状況(7)
			研究評価	4	4	4	・研究評価の状況(8)・・・[研究評価委員会の評点を自動転記も検討]
			知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5	5	5	・関係機関との連携状況(9) ・特許出願の数値目標の達成状況(10) ・研究成果等の企業への移転の数値目標の達成状況(11)
	(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援						
			研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6	6	6	・事業者等への支援内容の状況(12) ・入居企業への支援の状況(13) ・技術講習会開催等の数値目標の達成状況(14)
			関係機関との連携と支援機能の強化	7	7	7	・市場動向や販路等の情報提供を含めたトータルな支援状況(15)
	(5) 積極的な広報活動			8	8	8	・広報活動の状況(16) ・プレスリリースの数値目標の達成状況(17)
	2 ものづくり人材の育成						
		(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成					
			組込システム開発人材育成事業	9	9	9	・人材育成等の戦略的实施状況(18) ・人材育成の数値目標の達成状況(19) ・受講者の満足度等の状況(20)
			次世代ものづくり人材育成事業	10	10	10	・人材育成等の戦略的实施状況(21) ・人材育成の数値目標の達成状況(22) ・受講者の満足度等の状況(23)
			デザイン強化人材養成事業(H23)	11	11	11	・人材育成等の戦略的实施状況(24) ・人材育成の数値目標の達成状況(25) ・受講者の満足度等の状況(26)
	(2) 現場即応型の開発人材の育成			12	12	12	・現場即応型の研究開発ができる人材育成の状況(27)
	(3) 次世代を担う技術者の育成			13	13	13	・大学等からの研修生の受け入れなど、次世代を担う技術者の育成の状況(28)

3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発	
(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野	15
(2) 食品関連分野	16
4 知的財産権の戦略的な取得と活用	17
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	18
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成	
(1) 組織運営の改善	19
(2) 広報活動の充実	20
(3) 職員の資質向上と人材育成	21
2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化	22
3 独自の業績評価システムの確立	23
財務内容の改善に関する事項	
1 外部資金その他自己収入の確保	24
2 経費の抑制	25
3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	26
その他業務運営に関する重要事項	
1 コンプライアンス体制の確立と徹底	
(1) 法令遵守	27
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	28
(3) 労働安全衛生管理の徹底	29
(4) 職員への社会貢献意識の徹底	30
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	
(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	31
(2) 環境マネジメントの着実な実施	32
3 情報の共有化の徹底	33
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	
1 施設及び設備に関する計画	34
2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	35
3 人事に関する計画	
(1) 基本的な方針	36
(2) 人事に関する指標等	37

3 産学金官連携の推進	14	14	14	・産学金官の連携による企業支援の状況(29)
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 迅速かつ柔軟な業務運営	15	15	15	・業務運営や組織体制の見直し状況(30)
2 職員の能力開発				
(1) 計画的な職員の能力開発	16	16	16	・研修参加、派遣等による職員の能力開発の状況(31)
(2) 独自システムによる業績評価の実施	17	17	17	・職員の業績評価の実施状況及び制度の改善状況(32)
3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制				
(1) 外部資金その他自己収入の確保	18	18	18	・競争的外部資金獲得の数値目標の達成状況(33) ・自己収入の確保状況(34)
(2) 業務運営の効率化・経費抑制	19	19	19	・業務運営の効率化及び経費抑制の状況(35)
財務内容の改善に関する事項				
1 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画				
(1) 予算(人件費の見積もりを含む。)	20			・予算等の効率的、効果的な執行状況(36) ・財務内容の改善状況(37)
(2) 収支計画				
(3) 資金計画				
2 短期借入金の限度額	-	20		評価しない 特記事項 を記載し、 全体評価に 反映
(1) 短期借入金の限度額	-			
(2) 想定される理由	-			
3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	-			
4 剰余金の使途	-			・剰余金の取扱状況(38)
その他業務運営に関する重要事項				
1 コンプライアンス体制の確立と徹底				
(1) 法令遵守及び社会貢献	21			・法令遵守の状況(39) ・組織体制整備の状況(40) ・社会貢献活動等の状況(41)
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	22	21		・情報管理の状況(42) ・情報漏洩防止対策の状況(43)
(3) 労働安全衛生管理の徹底	23			・労働安全衛生の状況(44) ・安全教育の実施状況(45)
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	24			・省エネルギー、リサイクルへの対応状況(46) ・環境マネジメントシステムの運用状況(47)
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項				
1 施設及び設備に関する計画	25	22		・計画の策定状況及び実施状況(48)
2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	26	20で評価済み		
3 人事に関する計画	27	23		・人材確保の状況及び配置の状況(49)

法人化した各県機関の評価項目比較表

平成23年11月23日

県名	鳥取県(第2期)	北海道	青森県	岩手県	山口県
評価対象	年度計画項目	年度計画項目	年度計画項目	年度計画項目	年度計画項目
項目名	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
	1 技術支援等の機能の強化	1 研究の戦略的な展開と成果の普及	1 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進	1 支援業務	1 県内企業が直面する課題への技術支援の強化に関する目標を達成するためとるべき措置
	2 ものづくり人材の育成	2 総合的な技術支援と社会への貢献	2 新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援	2 研究業務	2 県内企業の持続的発展に寄与する研究開発の推進に関する目標を達成するためとるべき措置
	3 産学官連携の推進	3 連携の推進	3 試験・研究開発の成果の移転・普及	3 情報発信・公開	3 県内の企業の新たな事業展開に向けた産学官連携の取組に関する目標を達成するためとるべき措置
		4 広報機能の強化			
	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
	1 迅速かつ柔軟な業務運営	1 組織運営・体制の改善	1 業務運営	1 総務管理業務	1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
	2 職員の能力開発	2 業務の適切な見直し	2 組織運営	2 企画管理業務	2 人材育成、人事管理に関する目標を達成するためとるべき措置
	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 人事の改善	3 職員の能力向上		3 業務運営の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置
			4 試験・研究開発の成果の実用化促進のための体制の構築		
	財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する目標を達成する	財務内容の改善に関する目標に係る必要な事項	予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画等	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
	1 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	1 財務の基本的事項	1 運営経費の執行の効率化	1 方針	1 外部資金、その他の自己収入の確保に関する目標を達成するためとるべき措置
	2 短期借入金の限度額	2 外部資金その他の自己収入の確保	2 外部からの研究資金の導入	2 予算	2 財政運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	3 経費の効率的な執行	3 剰余金の有効な活用	3 収支計画	
	4 剰余金の使途	4 資産の管理	4 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	4 資金計画	
			5 短期借入金の限度額		
			6 重要な財産の譲渡・担保計画		
			7 剰余金の使途		
	その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要目標を達成	その他業務運営に関する重要目標に係る必要な事項	短期借入金の限度額	第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置
	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 施設及び設備の整備及び活用	1 県の規則で定める業務運営に関する事項	1 短期借入金の限度額	1 施設設備の適切な管理に関する目標を達成するためとるべき措置
	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 法令の遵守	2 その他業務運営に関し必要な事項		2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置
		3 安全管理			3 環境負荷の低減に関する目標を達成するためとるべき措置
		4 情報セキュリティ管理		重要な財産の譲渡・担保計画	
		5 情報の共有化の推進			第5 予算、収支計画及び資金計画
		6 情報公開			
		7 環境に配慮した業務運営			第6 短期借入金の限度額
	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	その他		剰余金の使途	
	1 施設及び設備に関する計画	・決算、収支計画及び資金計画		その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	・短期借入金の限度額		1 施設及び設備に関する計画	
	3 人事に関する計画	・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画		2 人事に関する計画	第8 剰余金の使途
		・剰余金の使途			
		・施設及び設備に関する計画			
		・人事に関する計画			
H22評価点	3	(4)	4	4	3